

1 各サービスの基準等に係る見直しについて

平成29年の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムを深化・推進していく観点からの見直しが行われ、「医療・介護の連携」、「地域共生社会の実現に向けた取組み」などを推進するための改正が行われており、主な改正点は次のとおりです。

(1) 施行期日 平成30年4月1日（一部、平成30年10月1日施行）

(2) 主な改正点

ア 通所介護

1	機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
2	通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、 <ul style="list-style-type: none">・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能であることを明確にする。 その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。
3	障害福祉制度の指定を受けた事業所であれば、基本的に介護保険（共生型）の指定を受けられるものとする。
4	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、平成30年度4月から、原則として通所介護・地域密着型通所介護の新規指定を凍結する。

イ 認知症対応型通所介護（介護予防を含む）

1	機能訓練指導員の確保を促進し、利用者の心身の機能の維持を促進する観点から、機能訓練指導員の対象資格（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師）に一定の実務経験を有するはり師、きゅう師を追加する。個別機能訓練加算における機能訓練指導員の要件についても、同様の対応を行う。
2	ユニットケアを行っている地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における利用定員を、「1施設当たり3人以下」から「1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下」にする。

3	<p>運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。</p> <ul style="list-style-type: none">i 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
4	<p>認知症対応型通所介護と訪問介護が併設されている場合に、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 基準上両方のサービスに規定がある事務室については、共用が可能・ 基準上規定がない玄関、廊下、階段などの設備についても、共用が可能であることを明確にする。 <p>その際、併設サービスが訪問介護である場合に限らず、共用が認められない場合を除き、共用が可能であることを明確にすることとする。</p>